

市長への提案《電子メール版》

受付日 令和5年8月29日

件名 市議会 議会基本条例関連情報の削除

今月のいずれかの日において、議会基本条例に関連する情報がホームページから削除されました。

具体的には、和光市議会基本条例（素案）（2023年8月18日削除か？）、パブリックコメントの意見の概要と議会の考え方、和光市議会基本条例（素案）説明会を開催（7月19日：坂下公民館・中央公民館）、和光市議会基本条例（案）市民報告会を開催（11月6日：中央公民館）等です。

これらの情報は、議会が憲法と銘打った議会基本条例の制定過程を知る上で大変重要なものであり、削除は大変遺憾です。

そこで、質問、要望いたしますが、

こういった経緯、理由で、誰の指示に基づきこれらの情報が削除されたのか、説明していただきたい。また、削除に当たり、議運や代表者会議など、全議員了承の下で行われたのか確認したい。

現在、議会基本条例制定当時に在席していた議員が1人となってしまったこともあり、制定過程をきちんとホームページで市民にお知らせすることは極めて大事であると考えます。速やかに再公開していただくことを望みます。

また、あわせて、この要望について、全議員に共有していただくことも求めます。（全議員に情報共有したかどうかについても回答を求めます）

回答（9月12日）

〇〇〇〇 様

日頃から市政各般にわたりご理解・ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

〇〇様からいただいたご要望について、市議会に確認したところ、議長から次のように回答がありました。

このたび、ホームページから議会基本条例関係のページが削除されたのは、令和6年3月(予定)にホームページのリニューアルが予定されており、新ホームページへ移行するページを精査する作業において、議事課職員が公開終了の設定をし、議事課長がそれを承認したことによるものです。

議会運営委員会や会派代表者会議などで議員の了承を得たものではありません。

〇〇様のご指摘により、議会基本条例関係のページは再公開いたしました。

ただ、今後のホームページリニューアルにおいてはページ数の大幅な削減が予定されており、数年更新のないページや事業の終了しているページなどは積極的なページ削減を行い、新ホームページへ移行するページは最小限の情報とするという移行方針が示されていることから、議会基本条例関係のページは移行対象外となる予定です。

なお、国立国会図書館が運営するインターネット資料収集保存事業「WARP」のホームページでは、2010年以降、3か月に一定程度ごとに市のホームページが保存され、過去のホームページを閲覧することができます。このことから、過去の情報を閲覧したい場合は、「WARP」の活用をご案内する所存です。

<https://warp.ndl.go.jp/>

〇〇様のご要望について現時点では全議員で情報共有しておりませんが、今後、ホームページのリニューアル及び新ホームページへの移行方針等について説明し、併せて〇〇様のご要望について情報共有させていただきたく存じます。

ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

担当：和光市議会事務局議事課

電話：048-424-9108

今後とも、より良い和光市を築くため、努力してまいりますので、引き続き、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

和光市長 柴崎 光子

市長への提案《電子メール版》

受付日 令和5年9月12日

件名 市議会 議会基本条例関連情報の削除

本日、議会側から回答がありましたが、幾つか気になる点があるので、再度、質問、要望いたします。

1 「令和6年3月（予定）にホームページリニューアルが予定されており、新ホームページへ移行するページを精査する作業において、」削除したとありますが、なぜホームページリニューアルを待たずに削除したのか、また、ほかにも削除した項目があるのか、あるなら具体的に教えていただきたい。リニューアルと同時に削除するならまだしも、公の機関のホームページにおいて、理由を明らかにせず突然情報を削除するというのは極めて不自然であり、大変遺憾です。

2 「議事課職員が公開終了の設定をし、議事課長がそれを承認した」とありますが、事務局長の承認はあったのか、また、議長や副議長など、議員には一切知らせず削除したのか、教えていただきたい。

3 「議会基本条例関係のページは移行対象外となる予定」とありますが、これには反対です。「数年更新のないページや事業の終了しているページは最小限の情報とするという移行方針」とありますが、議会基本条例は議会の憲法であり、上位法です。その制定過程をきちんと市民に示すことは、議会の最低限の説明責任であり、市民の知る権利の観点からも残すことが肝要であると考えます。また、これら情報は大したデータ量でもないので、特別に負荷のかかるものでもありません。回答にあるように、確かに国会図書館のホームページでも過去のもの閲覧できますが、議会の憲法制定に関する情報ですので、今のホームページに残すべきと考えます。

今後、ホームページのリニューアルについて全議員で情報共有するとありますが、議論は記録の残る議会運営委員会ですでにいただくよう要望するとともに、市民から、議会基本条例関係ページは残してほしいという要望があったことは情報共有していただきたい。

4 今回の件に限らず、市民から議会宛に質問、要望があった場合、その情報を全議員に共有していただきたい。回答についても共有していただくよう強く要望いたします。

以上4点、回答のほどよろしく願いいたします。